

令和 3 年度事業計画

社会福祉法人

上野村社会福祉協議会

事 業 計 画

I 基本方針

少子高齢化が進展する日本において総人口の減少が始まって約10年がたとうとしています。これらに起因する様々な社会問題を見聞きする機会が増えしており、とりわけ社会保障制度の脆弱化は増え深刻化しており、社会福祉協議会もその動向に注視しているところです。

近年の上野村においては、総人口の減少が続く中で高齢独居・夫婦世帯の割合は高止まりしており、家族介護力や地域力の低下などから福祉サービスの需要は増加傾向にあります。また、認知症に起因する問題に関して社会的関心が高まっていますが、認知機能の低下した人とおなじ地域で共に暮らしていくためにどのように向き合い、何が必要なのかという議論が十分なされていないと感じます。

このような状況下で社会福祉協議会は「上野村における福祉の最初で最後の砦」として、何を果たすべきかを常に考え、行動を通じて村民の皆様と喜びを共有し、幸せを数多く感じることができる地域づくりを目指します。

社会福祉協議会では現在、令和7年までに整えなければならない「地域包括ケアシステム」の導入がはじまり、その一環として「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施しております。また、介護保険で補えない部分においては、現在実施している「ほっとサポート事業」や「べんりサポート事業」で補い、村民の皆様が健康で長く上野村で生活することに寄与できればと考えています。

また、「地域包括ケアシステム」の構想の「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを求められるようになりました。現在は高齢者をはじめ、障がい者や母子家庭等へのサービスの実施をしております。今後も児童等の更なるサービスを展開することを視野に入れていく必要があると考えております。

上野村の充実した福祉の実現に向けて課題は多くあります。職員の一人一人が日ごろから自己研磨に努め、村民の皆様から信頼を得ることによって実現できると確信しております。上野村のために役職員一丸となってつとめて参ります。

II 重点目標

1. 職員の意識改革

(1) 職員の挨拶の徹底

社協職員としてのモラルの徹底のため、職員間はもとより地域住民や利用者等への挨拶を徹底し、よりよいコミュニケーションづくりにつとめます。

(2) 職員（関係者）会議の推進

利用者本位のサービスの提供や家族からの要望に応えるため、職員（関係者）会議を実施し、利用者及び介護者に必要なサービスを常に考え、様々な職員から意見を取り入れて質のよいサービスの提供につとめます。

(3) 職員の資質の向上

利用者に質の高いサービスを提供するため、技術研修及び先進地の視察等を行い職員の資質の向上につとめます。

(4) 事業の拡大

社会福祉協議会の目的達成のため、現状、老人福祉事業や障がい者福祉事業を行っております。今後は障がい者福祉の充実や児童福祉事業の実施にもつとめます。

(5) 受託事業の拡大

ほっとサポートやべんりサポートなどを展開し、地域住民の要望に応えるため、できる限り様々な事業を積極的に展開していきます。

(6) 住民参加による地域福祉事業の実施

介護保険の制度改正により総合事業サービスが始まるため、住民参加型の地域福祉事業を実施する。そのため、地域住民と共に地域住民にとって必要な事業の実施につとめます。

(7) 安全運転の実施

近年、運転者の不注意による交通事故やあおり運転が増加傾向にあります。職員一人一人に社協職員である意識を持たせ、安全運転に勤めます

(8) その他

社会福祉協議会で必要と思われる事業を職員全体で常に考え、行政と連携して事業の実施につとめます。

2. 社協役員の意識改革

(1) 理事

理事は「法人の業務を執行し、その法人を代表して権利行使する機関」とされています。県で行う研修会等に積極的に参加することにより理事としての意識の向上につとめていただきたいと考えています。

(2) 監事

監事は「法人の財産の状況と理事の業務執行の状況を監査する機関」とされています。県の指導監査要領等により、徹底した監査が必要となることがあるため、監事としての意識を高めていただくようつとめていただきます。

(3) 評議員

評議員は「業務執行機関に対する諮問機関あるいはチェック機関」で法人の業務を公正に行うための重要な役目です。理事と同様、県で行う研修会等に積極的に参加していただき評議員としての意識の向上につとめていただきます。

(4) 理事会・評議員会

理事会・評議員会をより活性化するため、予算関係書類や決算関係書類等をわかりやすいものとし、理事・評議員の皆様よりご意見やご質問をいただける会議としていきます。

3. 事業目的

(1) 居宅介護支援事業

介護保険法令の趣旨に従って利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

(2) 訪問介護事業

介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護その他生活全般にわたる援助を支援することを目的とする。

(3) 通所介護事業

介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の生活機能の維持又は向上ができるよう、サービスを提供する。

(4) 認知症対応型共同生活介護事業

認知症の状態にある要介護者等を、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の援助及び日常生活動作訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう支援する。

(5) 生活福祉センター

65歳以上の単身・夫婦世帯の入居者及び障害をもつ入居者が安心して健康で明るい生活を送れるように、住居と様々なサービスを提供します。安否確認、生活相談、緊急時の対応、各所への情報共有を基本サービスとし、その他の必要な支援については、配食サービスや、介護保険サービス、ほっとサポートなどで補い、入居者ができるだけ長く自立した生活を送れるよう支援します。

(6) 配食サービス

在宅の一人暮らし高齢者等に食関連サービスに係る調査・利用調整及び配食サービスを行うことにより、食生活の改善及び健康増進を図り、在宅での自立を支援することを目的とする。

(7) 障がい者地域活動センター

在宅の身体・知的・精神障がい者等に対して仕事（作業訓練）の場所を提供することにより、就労意欲の向上と社会生活適応能力の回復を図り、もって社会復帰の促進に寄与することを目的とする。

(8) ほっとサポート事業

上野村に居住する65歳以上の人暮らし、二人暮らし高齢者及び同居する家族のいる高齢者で、日常生活の支援及び援助をすることによって、介護度の進行及び要介護状態にならないよう予防することさらに突発的な出来事により、介護者が介護できなくなった場合に介護福祉施設及び生活福祉センターを活用したショートステイ等を行い、介護者の負担軽減を図ることを目的とする。

(9) 上野村べんりサポート事業

上野村においては介護を必要とする方や子供に対するサービスは充実している一方、介護を必要とはしていないが在宅生活を続けたいと願う高齢者や生活に不便を感じる一人親世帯・産前産後の女性などを手助けするため専門職員を派遣し、日々の生活を援助する事業です。

(10) 日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などのうち、判断能力が不十分な人が、住み慣れた地域や家において自

立した生活が送れるよう、利用者が群馬県社会福祉協議会、上野村社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの利用、金銭管理、行政等への事務手続き、通帳等の預かりを支援するものです。

これらは、社協職員が務める専門員の指示の下、専門能力のある方や、研修を受けた一般の方が務める生活支援員が実施します。専門員や生活支援員は、利用者の生活全般に渡る相談を受け、上記支援や他の事業に結び付ける役割を担っています。

(1 1) 法人後見事業

成年後見制度は判断能力が十分でない方に法的な保護をする後見人を見つけることにより、その生活を支えていく制度です。しかし、その事務は幅広く、ニーズも各人の生活状況や財産状況によって様々です。後見期間が長期になると、個人である第三者では後見事務を担うには限界があります。また、資産が少なく後見に対する報酬を準備できない場合、後見人を見つけることが困難となります。

法人後見事業を実施することにより、多くの課題や長期の支援が必要なケースについて社会福祉協議会が関与でき、被後見人にとって必要な支援を見つけ、社会福祉協議会ならではの各種福祉サービスを提供していきます。

(1 2) 相談支援事業

相談支援事業は、障がいがある方の相談を専門に受け付ける事業で、生活上の悩みや疑問に対応します。具体的には障がいのある本人や家族等からの相談対応。必要な情報の提供。福祉サービスの利用のサポートや権利擁護のために必要な支援を行います。「障がい者の介護支援専門員」のような存在として、評価（アセスメント）や観察（モニタリング）をとおして要望（ニーズ）を探り、必要な支援を計画し、実行いたします。

4. 事業への取組

(1) 居宅介護支援事業

住み慣れた上野村で生活が続けられるように支援していきます。

日常生活で困っている方の情報や相談を受け、必要なサービスが受けられるように説明や手続きなどの支援に努めます。

サービス利用されている方へ、意向や状況を把握するために訪問や面談をし、内容によって、日常動作や生活環境、サービス内容などでの不自由になっている点の確認・助言を行い関係事業所への情報提供及

び検討、場合によっては訪問に同行していただきます。離れて暮らしているご家族とも連絡を取り、速やかなサービス内容の見直しや調整に努めます。

関係各所との会議へ参加し、情報交換や連携に努め、早期対応を行います。また、各種研修や講習会に参加し、介護支援専門員としての知識や質の向上に努めています。

令和3年度は引き続き、在宅生活が困難になる前の早期から家族にかかわりを持ち、利用者の状況を理解し、積極的に関与してもらえるように努め、長く上野村で生活していただけるようにします。また在宅サービスから施設サービスへの移行をスムーズに行えるようにしていきます。

多くの方の支援をさせていただき、今まで以上の満足できるサービス利用をしていただけるように努めています。

(2) 訪問介護事業・居宅介護事業

訪問利用者数は施設入所等により減少傾向にあるのが現状です。

令和3年度は高齢者だけではなく、障がい者への支援を増やし、今まで以上に関わりも必要になるため、障がい者の特性を理解し、個々に合った支援の検討を心掛け、既存のサービスを強化していきます。

村民の皆様が安心して、少しでも長く上野村での生活が続けられるように村民の要望に柔軟な対応を行い、適切なサービスを提供し支援していきます。

(3) 通所介護事業

利用者やご家族が安心して在宅生活が送れるようなサービスを行っていきます。

利用者の年齢層が年々高くなってきており、90歳以上の利用者が全体の半数近くとなり介護の負担も多くなっています。ご家族も利用者も安全に安心して利用していただけるようサービス提供をしていきます。

令和3年度は健康で長生きを目標に生活面の援助として清潔保持や自宅で長く生活するための機能訓練を行い、楽しんでデイサービスを利用していただく為にレクリエーションを充実して憩いの場として楽しく安全に利用できるようにしていきます。また、総合事業の方へは個人の能力に会った訓練の支援を充実させ、身体機能の維持向上を図ります。1人暮らしの方には孤独感の解消などを図れるようにしていきます。

令和3年度も引き続き、楽しく安全に利用していただけるように職員一人一人努力していきます。

(4) 認知症対応型共同生活介護事業

認知症の方が家庭的な雰囲気の中、共同生活が送れるように365日24時間体制で介護や支援を行っていきます。

現在入居者18名の内、12名が90歳以上であり、内5名が95歳以上となっており、入居者の高齢化が進んでいます。それに伴い介護度の重度化が進んでおります。

令和3年度は重度化する入居者に対応するための介護力の向上及び、入居者の心身機能の維持に力を入れて取り組んでいきます。また、新型コロナウィルスを施設内で発生させないように対策に取り組んでまいります。

(5) 生活福祉センター

入居者の皆様が安心して健康で明るい生活を送れるよう、住居を含めた生活の場と様々なサービスを提供します。

入居者全員へ提供する基本的なサービスは、個別の計画をもとに安否確認、生活相談、健康相談、緊急時の対応を行います。安否確認は職員による日中の訪問と宿直者による夜間の訪問が行われます。入居者の皆様との信頼関係を第一とし、職員の存在そのものが入居者の安心につながるような関係づくりを目指します。

令和3年度は、生活福祉センター新設部分の運営を含め新型コロナウィルスの感染予防と入居者の自由な生活のバランスを取りながら皆様が安全に安心に暮らせるようにサポートします。

(6) 配食サービス

一人暮らし二人暮らしの高齢者や日中一人になる高齢者に対して、健康や栄養面の援助を行います。また、配達時には利用者一人一人に声掛けを行い、手渡しで渡すことにより、利用者の安否確認、体調の変化の確認を行います。そのときに体調不良や緊急の場合、関係各所や専門機関に連絡することで素早い対応ができるよう努めます。

食べやすい食材選びや工夫をし、季節に合った行事食などを取り入れ、利用者に食事に关心を持っていただき、毎日の食事を楽しみにしていただけるように努めます。

関係機関との連携を密にし、利用の必要性がある方に供給できるように対応していきます。

(7) 障がい者地域活動センター

現在村内関係機関や企業より多くの仕事を発注していただいているのですが、利用者の高齢化に伴い作業効率の低下と利用率の低下があり、全てを受注することができない状態となっており、今後の課題となっています。

国の実施する「重層的支援体制整備事業」のうち「地域活動支援センター機能強化事業」の一環として地域活動支援センターⅢ型と指定されている基準を満たすことを考えております。これにより作業時間が半日から1日になることで多くの仕事を受注できる体制を整えられるようになると考えられます。

また、利用者に対する支援を他機関共同によってできる限りニーズに対応できる体制を構築したいと考えております。利用者がより長く仕事をし、地域にて生活をおくる支援ができると考えております。

令和3年度は新たな作業としてきのこセンターで規格外のしいたけの軸切作業などを行う予定です。上野村で比較的行いやすい作業を行い、地域との連携を推進し、上野村での生活を続けられるように援助していきます。

(8) ほっとサポート事業

生活支援体制整備事業の一環として上野村内で一人でも多く従来の在宅生活を続けていただけるように、買い物同行援助や送迎付添支援などを行っていきます。

令和3年度は、新型コロナウィルスのことを鑑みて、自宅にこもりがちなることによる孤立や心身の機能低下を防ぐため高齢者訪問等に力を入れ、村民の皆様の変化などを早急に察知できるように心がけます。また、福祉課等とも連絡をとり、様々なサービスにつなげられるようにしていきます。

(9) 上野村べんりサポート事業

上野村において介護は必要ではないが在宅生活を続けたいと願う高齢者や生活に不便を感じる一人親世帯や出産前後の女性などがまだ多くいます。その方が上野村で安心して長く生活できるように専門職員を派遣し、日々の生活を援助していきます。

令和3年度は、需要の高い「粗大ごみの回収」や「お墓の掃除」等を中心にサービスを開拓し、必要と思われるサービスを適宜行っていきます。

(1 0) 日常生活自立支援事業

上野村社会福祉協議会では、昨年4月より県社協から直接委託を受け、単独で本事業を行うことが出来る基幹社協になりました。このことにより、利用者の需要に素早く対応することが出来るようになりました。現在4名の方が利用され、安定した生活を過ごされております。

今後は関係機関と連携し、本事業の対象になる方を把握し、上野村社会福祉協議会単独で動くことのできる即応力を生かし、必要に応じて支援します。また、本事業は今後、法人後見事業に移行する可能性のある方も含まれておりますので、社協として、長期的に支援出来る体制を整えます。

(1 1) 法人後見事業

社会福祉協議協議会における法人後見の取り組みは年々増加しており、日常生活自立支援事業の利用者を継続的に支援する必要から取り組む社会福祉協議会も多いです。令和2年度に視察した島根県の邑南町社会福祉協議会では、平成24年から法人後見体制を検討し、成年後見だけに限らず権利擁護事業や市民後見人養成事業を行い、住民の困りごとをワンストップサービス（ひとつの場所でさまざまなサービスが受けられる環境や場所のこと）で相談支援を行える体制を整えています。

様々な理由で生活のし辛さを抱える人々を支え、地域のセーフティーネットとしての役割をはたしていくうえで、適切な後見人等の担い手がないことで地域での生活が困難となる人を支えられるよう取り組んでいきます。

令和3年度は法曹関係者や行政、医療や地域の方たちから委員を選出していただいて、事業を行うための準備委員会を設置します。また、身寄りの少ない高齢者や障がい者等、法人後見が必要と思われる方の選出やニーズの調査等を行っていきます。

(1 2) 相談支援事業

相談支援事業には障がい者（児）の生活に関わる課題に必要な情報の提供やアドバイスを行い、市町村や障がい福祉サービス事業者との連絡調整などを行う基本相談業務と障がい福祉サービスの利用申請に必要な区分認定・更新の申請支援や評価を通してサービス等利用計画を作成すること。その利用状況を確認する観察を行い必要に応じて関係機関との連絡調整などを行う計画相談事業があります

令和3年度は上野村にて規則成立後、相談支援事業所の設立を予定しております。将来的には障がい者だけではなく、法人後見や権利擁護、

生活困窮と言った困りごとにも対応できる体制を整え、基幹相談支援センターのような一般向けの事業も行うことを目指していきます。

5. 広報啓発活動

社協事業に対する理解と認識を高め、村民の福祉活動の参加を促進するため、ひき続き上野村広報「広報うえの」に社会福祉協議会の情報を掲載していきます。

6. 募金活動への協力

助け合いの精神と福祉への参加を呼び掛け、共同募金運動に積極的に協力します。

7. 人材の育成

職員の職務遂行能力や役割の重要度、能力の把握等を適正に行うだけでなく、組織の活性化のため、他の部署でも問題なく業務が行えるように部署の移動などを定期的に行い、個人個人の能力の向上を目指します。

また、職員の資格取得のサポート、外部機関で実施される研修への参加も促進します。

8. 地域福祉事業への取り組み

現在行われている友愛訪問やサロンのほかに、各地区における互助が必要となっています。しかし、それだけでは手が届かない部分も出て来るため、ほっとサポート事業やべんりサポート事業を通して介護度の進行及び要介護状態にならないように予防し、在宅で自分らしい生活をしていくように支援していきます。また、他者との交流が少ない高齢者へは積極的に訪問し上野村内の孤独死を少しでも防げるよう努めます。

9. 保健・医療・福祉・社協の連携

今後、益々村の福祉の発展、向上及び充実の為、今まで以上に保健・医療・福祉、社協及び福祉関係者等の連携が不可欠です。引き続きこの連携を保ちながら、社会福祉協議会が地域住民及び利用者本位の要望に沿った「サービス提供事業者」や「セーフティーネットの担い手」として成り立つような基盤を整備、確立するための助言、協力等を得て行きます。

10. 災害時の対応

上野村内にて発生する可能性のある様々な災害を想定し、職員の行動などを事前に準備します。

災害などの発生時には村民の避難誘導や介護の必要な方の受け入れを積極的に行うと共に、被災者や被災地域住民に必要な援助を行います。また、避難者への食事提供や毛布等の提供を行います。

1 1. その他

社会福祉協議会の取り組みを地域住民に知っていただくため、各地域に出向き「地域福祉活動」を行う。

1 2. 新型コロナウィルスの対策

平常時からの対策

1. 来訪者に対して検温や手指消毒の徹底
2. 訪問の際は長時間訪問や訪問してよいかの確認の実施
3. 在宅サービス利用者には利用前の検温や手指消毒の実施
4. 施設利用者には利用前の検温や手指消毒の実施
5. 社協職員として、出勤前の検温や手指消毒の実施

国や県からの通知や全国的な感染状況の変化に伴う対策

1. 外部との接触の一部制限などの実施
2. 感染者数の多い他県への積極的な往来や不要な外出の自粛などの実施